

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 道進
代表者氏名	代表取締役 冨田 圭子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	茨城県水戸市中丸町 433 029-350-5300
法人設立年月日	平成 28 年 2 月 2 日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援センター 紫雲
介護保険指定 事業所番号	0870105699
事業所所在地	茨城県水戸市内原 1 丁目 969-21garentworksUCHIHARA103w 号室
連絡先	029-350-5300
事業所の通常の 事業の実施地域	水戸市 / ひたちなか市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、適正なサービスを提供する。
運営の方針	1 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。 4 事業所を他の事業から独立して位置付け、人事・会計・物品等の管理を行う

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日/12月29日から1月3日を除く）
営業時間	9:00~18:00

(4) 事業所の職員体制

管理者	主任介護支援専門員 鎌田 クニ子
担当ケアマネジャー	

職	職務内容	人員数
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤：1名 非常勤：1名

3 提供するサービスと利用料金

(1) 居宅サービス計画の作成

- ① 利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境などを把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- ② 居宅サービス計画の作成にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料などの情報を適正に利用者またはその家族などに対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況などを考慮して、利用者提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ① 利用者及びその家族など、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ② 居宅サービス計画目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、

介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである事から、利用者は居宅介護支援専門員から複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができるとともに、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができます。

(5) 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が介護保険施設の入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(6) 利用料金について

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービスに相当する給付を受領することができない場合は、法律の規定に基づいたサービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。

4 その他の費用について

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。

* 30円/km

5 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回、利用者の居宅に訪問する事といたします。

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の

住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 事業者は利用者の居宅サービス計画及び実施状況に関する書類等を、当該業務が完結した日から 5 年間保存する事とします。
- (4) 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧、またはサービス実施記録の複写物の交付を受ける事ができます。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、ご利用者の個人情報について、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を取るとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	介護労働安定センター
保険名	介護事業者賠償責任補償

9 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

茨城県水戸市元吉田町 3028 番みさとハイツB棟 102 号室

居宅介護支援センター 紫雲 富田 圭子

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

居宅介護支援センター 紫雲	所在地 水戸市元吉田町 3028 番 みさとハイツB棟 102 号室 電話番号 029-350-5300 FAX 番号 029-350-5301 受付時間 9 : 00~18 : 00
水戸市役所介護保険担当課	所在地 水戸市中央 1-4-1 電話番号 029-232-9177 受付時間 8 : 30~17 : 15
茨城県国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町 978-2 電話番号 029-301-1566 受付時間 9 : 00~17 : 00
ひたちなか市福祉部介護保険課	所在地 ひたちなか市東石川 2 丁目 10 番-1 号 電話番号 029-273-0111 受付時間 8 : 30~17 : 15

(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の

変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

平成30年4月に介護保険法の改正があり、それに伴い、重要事項説明書 第3項(4)を変更追記し、内容の説明をします。

3 提供するサービスと利用料金

(4) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである事から、利用者は居宅介護支援専門員から複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができるとともに、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができます。

1 2 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	茨城県水戸市中丸町 433
	法人名	株式会社 道進
	代表者名	富田 圭子 印
	事業所名	居宅介護支援センター 紫雲
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業所から確かに受け、同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印